

令和 8 年度大分市脱炭素先行地域づくり事業推進支援業務委託仕様書

1. 業務名

令和 8 年度大分市脱炭素先行地域づくり事業推進支援業務委託

2. 目的

環境省の第 7 回脱炭素先行地域の選定を受けた本市の提案を、確実かつ適切に実施するため、進捗管理や専門的知見に基づく助言、関係者との調整等の事業運営支援に必要な業務全般を委託することを目的とする。

3. 委託期間

委託契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 委託業務内容

(1) 全体進捗管理支援

本業務は、進捗遅延や品質劣化を事前に防ぐことを目的とする。具体的な内容は以下のとおりとするが、目的達成のためにより効果的・効率的な方法がある場合は、積極的に提案すること。

- ① 業務開始時点において、再エネ・省エネ導入管理表、全体スケジュール、課題管理表、その他本業務に必要な資料を作成し、運用すること。

なお、本市では現在、プロジェクト管理ツールとして Redmine を活用している。本業務における管理方法については、受託事業者からの提案を踏まえ、協議のうえ決定する。

- (ア) 全体スケジュールを作成するため、下記の必要なデータ収集、推計、集計等を行うこと。データ収集は、補助金を活用した電力需要家（以下「需要家」という。）から提供されるデータに加え、需要家及び関連事業者等へのヒアリング、アンケート等により行うものとする。なお、国への事業計画の提出や本市の予算編成時期を踏まえ、推計は年 2 回程度行うことを想定する。

- ・総事業費、交付金額、事業実施件数
- ・再エネ設備導入量、発電量（年間量）
- ・対象需要家の電力需要量（年間量）、省エネ導入量（年間量）、契約電力メニューの内容及び購入電力量
- ・取組ごとの CO2 削減効果（年間量）
- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金以外の国の補助制度の活用状況
- ・地域のエネルギー関連収支改善額
- ・その他、国への報告に必要な情報

- ② 月に 1 回程度、定例の打ち合わせ（以下、定例会議という）を実施し（原則として対

面)、以下の支援を行う。

- (ア) 業務の進捗状況を把握し、全体スケジュール、課題管理表を修正した上で、本市に対し、タスクの優先度の整理及び処理手法等を助言すること。
- (イ) 進捗状況や国からの作業依頼等に応じて、適宜定例会議以外にも打ち合わせを実施し（オンライン可）、必要な助言、データ収集、資料作成、事務の補助等を行うこと。

③ その他、委託期間を通じて以下の支援を行うこと。

- (ア) 国へ提出する各種書類の作成及び支援
- (イ) 業務の進捗状況を把握し、本市に対し、タスクの優先度の整理及び処理手法を助言すること。
- (ウ) 受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、調査・分析・整理の上、本市に報告するとともに、有益な提案を積極的に行うこと。
- (エ) 計画全体及び各取組の推進に支障を及ぼし得るリスク等を早期に察知し、その発生原因を明確にした上で、速やかに本市へ報告すること。また、当該リスク等を解決するための対応策及びその対応策が有効と考える理由・根拠を整理の上、速やかに本市へ報告すること。
- (オ) 上記の他、本業務を実施する上で、プロジェクト管理に必要な知識及び手法等について、本市からの求めの有無にかかわらず、本市へ教示または助言すること。その際、本市職員が知識や手法等を理解し活用できるよう、専門用語を多用した難解な説明によらず、必要に応じて補足資料を活用する等、分かりやすい説明になるよう留意すること。

(2) 国交付金事務支援

本業務は、事業期間中の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び特定地域脱炭素移行加速化交付金（以下、「国交付金」という。）の計画・執行管理を行い、併せて、国への提出資料作成やその元となるデータ収集・管理を行うものである。具体的な内容は以下のとおりとするが、より効果的・効率的な方法がある場合は、積極的に提案すること。

- ① 「二酸化炭素排出抑制対策事業交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱」、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」、「脱炭素先行地域取扱要領」、「脱炭素先行地域づくりガイドブック参考資料電力需要量・再エネ等の電力供給量省エネによる電力削減量算定方法の例」等に基づき、国に提出が必要となる見込みの書類やデータについて、以下の支援を行うこと。

(ア) 国交付金の執行管理支援

計画提案書に記載されている目標の達成に向け、各取組の進捗を踏まえつつ、国交付金を上限額の範囲内で最大限有効に活用できるよう十分留意の上、国交付金の事業予算の執行状況を常に管理し、必要な助言を行うこと。

(イ) 事業計画に係るデータ管理支援

事業計画の元となるデータベースを最新の情報に更新し、事業計画の変更や次年度事業計画の精度の向上に資するものとする。なお、当該データベースは、本市職員が容易に操作可能な手法で管理すること。

(ウ) 国交付金に係る書類作成支援

本市と協議の上、国に提出する交付申請書、実績報告書、進捗状況報告票、脱炭素先行地域評価委員会への提出資料等の作成および支援をすること。

(3) (仮称) 大分市脱炭素先行地域推進プロジェクトチーム (以下、PT という) の支援
PT は以下の6つのチームからなる。

事業総括チーム	環境省対応や事業費の管理、外部有識者・共同提案者会議の運営など
医療機関対応チーム	医療機関の経営安定化、電力源の複層化など
市有施設対応チーム	市有施設等への再エネ設備等導入など
遊休地・再エネメニュー・運輸部門対応チーム	市有遊休地への再エネ設備等導入、営農型太陽光導入、再エネメニュー構築、運輸部門脱炭素化と運送コスト低減の施策検討など
市民・事業者対応チーム	市民・民間事業者への再エネ設備等導入補助、設備導入推進、再エネメニュー切替促進など
行動変容サイト・情報発信チーム	行動変容サイト構築、サイトを軸とした普及啓発、イベント等での情報発信など

- ① 各チームに担当者を1名配置し (重複可能)、進捗管理や必要なデータ収集、資料作成、事務の補助、助言等を行うこと。
- ② 進捗が遅延しているチームについては、その原因の究明と原因解決に向けた打ち合わせを行うこと。
- ③ 各チームの進捗状況や課題等を取りまとめ、定例会議にて報告すること。

(4) その他運営支援

- ① (仮称) 大分市脱炭素先行地域フォローアップ会議 (外部有識者会議)、大分市脱炭素先行地域事業推進提案者会議に出席し、必要な助言と議事録の作成等を行うこと。
- ② 適宜開催される環境省等との協議に参加し (オンライン可)、必要な助言と議事録の作成等を行うこと。

5. 成果品

本業務に係る報告書を Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point 等で作成し、A4 簡易製本 3 部及び電子データにより提出すること。

ただし、詳細については、本市と調整のうえ決定することとする。

① 全体進捗管理支援

- ・業務実施報告書

② 国交付金事務支援

- ・業務実施報告書

- ・データベース及び関連する設計書・マニュアル

③ PT の運営支援

- ・業務実施報告書

④ その他運営支援

- ・業務実績報告書

6. 支払い方法

業務完了後成果品の検査に合格した後、精算払いとする。

7. 個人情報保護

大分市個人情報保護条例に基づき、業務を通じて知りえた情報は、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。情報等は秘密とし、第三者に開示しないこと。

8. 業務の再委託禁止

業務について一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、本市と協議の上業務の一部を委託することができるものとする。

9. その他

(1) 業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに、業者選定時に提案した内容を遵守し実施すること。

(2) 業務上知り得た事項について守秘義務を負うこと。

(3) 本業務により作成・納品された成果品の著作権等は、大分市に帰属する。

(4) 業務の実施にあたっては、本市と十分協議を行うとともに、指示及び監督を受けなければならない。

(5) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と協議すること。

(6) 業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については、本市と協議の上、対応すること。